

継続検査の OSS 化に伴う

保安基準適合証等の取扱い通達等の一部改正について

下記の通達等について一部改正されましたのでお知らせします。いずれの通達も平成29年4月1日から施行されます。

●[別紙1 ～ 別紙5 の通達についての主な改正概要](#) (PDF 2.1MB)

○[別紙1 「保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証の取扱いについて」の一部改正について](#) (PDF 208KB)

○[別紙2 「指定自動車整備事業における自動車検査証への走行距離計表示値記載に係る取扱いについて」の一部改正について](#) (PDF 91KB)

○[別紙3 「保安基準適合証及び保安基準適合標章の有効期間と自動車損害賠償責任保険の取扱いについて」の一部改正について](#) (PDF 101KB)

○[別紙4 「自動車損害賠償保障法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う事務の取扱いについて」の一部改正について](#) (PDF 106KB)

○[別紙5 「土砂等運搬大型自動車に取り付ける自重計に関する取扱いについて」の細部取扱いについて](#) (PDF 89KB)